2024年度大学推薦による国費外国人留学生　申請要領
（2023.11.13版）

1　応募者の資格及び条件

(1) 対象

外国人留学生として新たに海外から留学する優秀な者で、2024年10月に本学大学院に入学する予定の者。（※）。

（※）現在、社会人の者は最終学歴の学業成績、在学生は現在在籍する課程の学業成績が2.30以上（文部科学省の計算方式による）であり、奨学金支給期間中においてもこれを維持する見込みがある者。

(2) 国籍

日本政府と国交のある国の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は、原則として募集の対象とならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時までに外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。

(3) 年齢

1989年4月2日以降に出生した者

(4) 学歴

本学大学院博士前期課程又は博士後期課程への入学資格を有する者（入学時点でこの条件を満たす見込みの確実な者を含む。）。

(5) 専攻分野

大学で専攻した分野又はこれに関連する分野（本学で教育・研究指導が可能な分野）

(6) 語学能力 ※ 語学試験の有効期限は公募開始時から2年以内に取得したスコアとする。

日本語又は英語のいずれかの能力を有する者として、以下のいずれかの条件を満たす者。

- 日本語

① 正規課程への入学時点で日本語能力（JLPT）のレベルN2以上に合格している者。

② 日本の大学院博士前期または博士後期課程への入学資格を満たす教育課程を、日本語を主要言語として修了した者。

③ ①相当以上の日本語能力を有していると受入大学において判断できる者。

- 英語

① 正規課程への入学時点で英語におけるヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）のB2相当以上の資格・検定試験のスコアを有している者。（TOEFL-iBT 72以上、IELTS 5.5以上、TOEIC L&R 785(L:400以上, R:385以上)以上）

② 日本の大学院博士前期または博士後期への入学資格を満たす教育課程を英語を主要言語として修了した者。

③ ①相当以上の英語能力を有していると本学において判断できる者。

(7) 健康

心身ともに大学における学業に支障がないこと。

(8) 渡日時期

学期の始まる最初の日（10 月 1 日）から数えて前後 2 週間のうち、本学が指定する期日に渡日可能な者。（通常は 9 月末）

(9) 査証取得

渡日前に原則として国籍国所在の在外公館で「留学」の査証を新規取得し、新規に取得した「留学」の在留資格で入国すること。そのため、既に他の在留資格（「永住者」、「定住者」等）を有している場合であっても「留学」に変更の上、新規渡日する必要がある。なお、国費外国人留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」の在留資格を申請しても当然には認定されない可能性があることを理解すること。新規に「留学」の査証を取得せずに渡日した場合は、奨学金の支給停止となるので注意すること。

(10) 次に掲げる者については、採用しない。

① 渡日時及び奨学金支給期間において、現役軍人又は軍属の資格の者。

② 本学の指定する期日までに渡日できない者

③ 過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生であった者（渡日後辞退者を含む）。ただし、奨学金支給最終月の翌月から奨学金支給開始月までに 3 年以上の学業又は職務経歴がある者、又は最後に受給した日本政府（文部科学省）奨学金が日本語・日本文化研修留学生 （帰国後に在籍大学を卒業した又は卒業見込みのある者に限る）、日韓共同理工系学部留学生、ヤング・リーダーズ・プログラム留学生のいずれかであった者はこの限りではない。 なお、文部科学省学習奨励費（MEXT Honors Scholarship）は日本政府（文部科学省）奨学金留学生にあたらないため、過去に受給歴があっても応募可能。

④ 日本政府（文部科学省）奨学金制度による他の 2024 年度奨学金支給開始のプログラム支援制度との重複申請をしている者。

⑤ 申請時に日本に滞在している者

⑥ 奨学金支給開始後に日本政府（文部科学省）以外の機関（自国政府機関を含む）から奨学金を受給することを予定している者。

⑦ 「卒業見込み」であって、所定の期日までに学歴の資格及び条件が満たされない者。

⑧ 申請時に二重国籍で渡日時までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。

⑨ 申請時から日本以外での研究活動（フィールドワーク、インターンシップ等）や休学等を長期間予定している者。

⑩ 非正規生のみで正規課程への進学を目的としない者。博士課程修了者については、学位取得を目的としない者。

(11) 日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、卒業後も留学した大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、自国と日本との関係の促進に努める者を採用する。

(12) （本学教員の方へ）大量破壊兵器等に関連する貨物・技術の違法輸出等に対する政府の対応方針を十分認識のうえ、大量破壊兵器等の製造・開発に転用される恐れのある研究分野については、推薦を行わないこと。

2　推薦枠（本学からの推薦可能人数）

2 名

3　奨学金等

(1) 奨学金額

・非正規生（研究生、科目等履修生、聴講生等）：月額 143,000 円

・大学院修士課程：月額 144,000 円

・大学院博士課程：月額 145,000 円

(2) 授業料、入学料、入学検定料等

大学が負担する。

(3) 旅費

・渡日旅費

渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から受入大学が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券とする。留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の 乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。

・帰国旅費

当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券とする。帰国する留学生の日本での居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費（航空機の乗り継ぎ 費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。

(4) 奨学金支給期間

・研究生等として在学する場合

2024 年 10 月から 2026 年 3 月までの最長 1 年 6 ヶ月間

・大学院修士課程、大学院博士課程に在学する場合

2024 年 10 月から標準修業年限満了まで

※研究生から博士前期課程等に進学する場合、または博士前期課程から博士後期課程に進学する場合で特に成績優秀な者については、審査の上で奨学金支給期間が延長される場合がある。ただし、一定の基準を満たしていても必ず延長が認められる訳ではない。

4　奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、これまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

① 申請書類に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。

② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。

③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁固に処せられたとき。

④ 大学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。

⑤ 大学において学業成績不良や停学、休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。

⑥ 「留学」の在留資格を新たに取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。

⑦ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき。

⑧ 採用後、進学に伴う奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位の課程に進学したとき。

⑨ 当該大学を退学したとき又は他の大学院に転学したとき。

5　提出書類

(A) 国費奨学金申請チェックシート

(B) 申請書（片面印刷、原本）

(C) 専攻分野及び研究計画書

(D) 所属大学等の学長、研究科長または学部長の推薦状（会津大学長宛てのもの）

(E) 写真（最近 6 ヶ月以内に撮影したもので 4.5×3.5cm、上半身、正面、脱帽、裏面に国籍及び氏名を記入し申請書所定の場所に添付のこと。電子データ可）

(F) パスポートのコピー（氏名、生年月日、国籍、写真の記載されたページ）

(G)最終出身大学（学部又は大学院）から発行された成績証明書

最終出身大学の在籍期間が 2 年に満たない場合には、その直前に在籍していた大学の成績証明書も提出すること。また、成績証明書には履修した科目の成績に加えて、その科目の単位数（該当する場合）、履修した年度・学期が明記されていること。

(H) 出身大学（学部及び大学院）の卒業（見込）証明書

(I) 最終出身大学において優秀であることを証明する学業成績（GPA、ABC のクラス分け、具体的な順位（何人中第何位）等、最終出身大学における成績が明確に判る指標等）

(J) 論文リスト（全ての論文のコピーを添付すること）

(K) 語学能力、専門能力を客観的に示す材料（TOEFL, TOEIC, IELTS, GEPT, CET 等の成績表）

(L) 総合成績評価報告書（本学予定指導教員が面接を実施し作成すること、英語）

※申請者の方へ

・(A), (B),(C),(J),(L) は所定の様式を使用すること。
（下記 URL からダウンロード）
https://u-aizu.ac.jp/current/international/#mext
・書類は、英語で文書作成ソフトを用いて A4 サイズに統一して作成すること。
・上記「５　提出書類」が揃っていることを確認のうえ、本学学生課および本学予定指導教員宛に電子メールで送付すること。インターネット環境等で電子メールでの送付が難しい場合は、郵送での送付でも構わない。
※「(J) 論文リスト」と「(L)総合成績評価報告書」は、本学指導予定教員より学生課あてに紙媒体で送付すること。

Email アドレス: student-support@u-aizu.ac.jp
メール件名: AY2024 MEXT Scholarship Program (University Recommendation)

郵送先：〒965-8580 福島県会津若松市一箕町大字鶴賀 字鶴賀上居合 90
会津大学　（教員名）宛て

提出期限：2023 年 12 月 13 日（水）17 時

※本学予定指導教員の方へ
・推薦にあたっては、本学教員が直接面接をするか面接を行うことができない場合は、志望専攻に所属する 2 名以上の教員により Zoom 等によるインターネット・インタビューを必ず実施してください。
・面接及びインターネット・インタビューの結果は「(L) 総合成績評価報告書」として学生課まで提出してください。
・申請者から提出のあった「(J) 論文リスト」は、記載された論文、カンファレンスがメジャージャーナルか、筆頭著者かを確認し、該当する論文に”〇”を付けて、学生課まで提出してください。
・採用後に万が一辞退者が出た場合でも、補欠者を推薦することができず、採用者の枠が失われることになります。「１　応募者の資格及び条件」及び本人の渡日の意思を十分確認のうえ推薦するようにお願いします。
・学生課に書類を提出する前に確認をお願いいたします。

６　書類提出期限
2023 年 12 月 18 日（月）17 時　＊本学教員が学生課に提出する期限です。

7　選考及び結果通知

選考は大学院教務委員会において行い文部科学省に推薦します。文部科学省からの結果通知は2024年6月頃の予定です。

8　注意事項

文部科学省より様式の変更通知があった場合、書類の再提出を求めることがありますのでご了承ください。

9　本学への入学手続きについて

国費外国人留学生に採用された場合であっても、必ず本学への入学試験を受験し、合格する必要があります。

https://u-aizu.ac.jp/admissions/graduate/

問い合わせ：学生課学生募集係　Tel: 0242-37-2723/Email: admission@u-aizu.ac.jp